

「取引・証明を目的としたはかり(特定計量器)を使用するために必要なこと」

💡 取引・証明に使用するはかりは、検定証印・基準適合証印が付いているものでなければなりません

- 取引(食品のはかり売りや貴金属の買取)や証明(健康診断の体重測定)に使用するはかりは、計量法により規制されています。
- 取引・証明に使用するはかりは、右の図にある検定証印・基準適合証印が付いた検定等合格品でなければなりません。
- 右の図のように家庭用の表示があるはかりは、取引・証明には使用できません。



↑ 検定証印

↑ 基準適合証印

- 「検定証印等がないはかり」、「家庭用の表示があるはかり」を取引・証明に使用した者には、**6カ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはその両方が科せられる可能性があります。**(計量法第172条)



↑ 家庭用特定計量器

※取引・証明には使用できません。

💡 取引・証明に使用するはかりは、2年に1回実施される定期検査を受けなければなりません

- 高松市では、市内をA地区・B地区に分割し、A地区は偶数年度、B地区は奇数年度に各地区の総合センター・コミュニティセンター等で検査を実施しています。(集合検査)
- はかりの持込が困難な場合、民間の計量士(国家資格)が行う検査を受けることで定期検査が免除となる制度もあります。(代検査)
- はかりの使用状況等を考慮し、集合検査・代検査のどちらかを選択し、受検してください。
- 検査で不合格となったはかりは、修理し、再度検定を合格しなければ、取引・証明に使用することはできません。



- 定期検査を受検しないまま取引・証明にはかりを使用した者には、50万円以下の罰金が科せられる可能性があります。(計量法第173条)
- 定期検査で不合格となったはかりをそのまま取引・証明に使用した者は、**6カ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはその両方が科せられる可能性があります。**(計量法第172条)

「取引・証明を目的としたはかり(特定計量器)を購入したら・・・」



↑ はかりの全体写真



↑ 検定証印等の写真

💡 はかりの写真を消費生活センターまでメールで送付してください

- 上の図のようにはかりの全体写真・検定証印等の拡大写真をとり、高松市消費生活センターまで送付する。
- 検定証印等の拡大写真は、検定証印及び検定証印の下の年月がしっかり確認できるよう撮影してください。
- メール本文には、下記の事項を記入し、送付ください。
 - ・ 事業者名
 - ・ 事業所住所
 - ・ 電話番号
 - ・ 集合検査／代検査 どちらを希望するか
- 上記を送付いただくことで、高松市から定期検査の通知が届くようになります。
(通知の送付時期) 集合検査:検査の1か月前、代検査:検査年の4月
- システムの都合上、容量は5MB 以下・添付ファイル形式での送付をお願いします。
(5MB 以上や画像を本文に貼り付けて送信された場合、画像の確認ができず再送いただくことになります。)
- ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

💡 お問い合わせ先・メール送付先

- 担当 : 高松市くらし安全安心課消費生活センター 計量行政担当
- 住所 : 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号本庁舎1階
- 電話 : 087-839-2067
- E-mail : syouhi@city.takamatsu.lg.jp (送付先)